

平成25年定例会
健康福祉病院常任委員会

説 明 資 料

頁数

《所管事項説明》

- 1 三重県災害医療対応マニュアルの見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

平成25年3月18日
健康福祉部

1 三重県災害医療対応マニュアルの見直しについて

1 三重県災害医療対応マニュアルについて

「三重県災害医療対応マニュアル」は、大規模地震や大規模風水害等の災害発生時において、医療関係者の迅速かつ適切な連携と対応を図ることを目的に、「三重県地域防災計画」、「三重県災害対策本部活動マニュアル」等における医療・救護活動の内容を踏まえ、健康福祉部および保健所が関係機関と連携して実施する災害時の医療救護活動に関する基本的事項について、平成22年4月に策定したマニュアルです。

平成23年3月の東日本大震災において県が行った医療・救護活動の内容や厚生労働省通知「災害時における医療体制の充実強化について（平成24年3月21日付）」等を踏まえて、改訂することとしました。

2 主な見直しのポイント

(1) 急性期だけでなく、移行期、中長期の対応をマニュアル化

従来は、発災から72時間を想定したマニュアルでしたが、改訂版においては、発災から2日前後を急性期、発災2日前後から1週間後を移行期、発災1週間後からの期間を中長期と整理して、各期間に行う業務内容をマニュアルに記載しました。

(2) 三重県医療救護チームの編成をマニュアル化

東日本大震災での医療支援に際し、県医師会、県病院協会、県看護協会、三重大学医学部附属病院と県との協議を経て編成した「三重県医療救護チーム」について、県の医療救護班を編成する基本的な枠組みとしてマニュアルに記載しました。

(3) 他の都道府県に対する医療支援の手順をマニュアル化

従来は、三重県が被災した場合のマニュアルでしたが、東日本大震災の経験を踏まえ、三重県が他の都道府県を支援する場合の業務内容をマニュアルに記載しました。

(4) 災害医療コーディネーターの役割を明確化

災害医療コーディネーターについて、医療救護班の派遣要請への助言や関係者との調整を担うなどの役割を明確化し、マニュアルに記載しました。

3 今後の対応

(1) 平成25年1月15日のDMAT・SCU連絡協議会、2月6日の三重県医療審議会災害医療対策部会で中間案を説明しており、その場でいただいたご意見を踏まえて、年度内に改訂を行います。

(2) 県の災害医療対応マニュアル改訂を踏まえて、地域の災害医療対応マニュアルの改訂を行うよう促します。

(3) マニュアルの実効性を確認するための、机上訓練、実動訓練を行います。

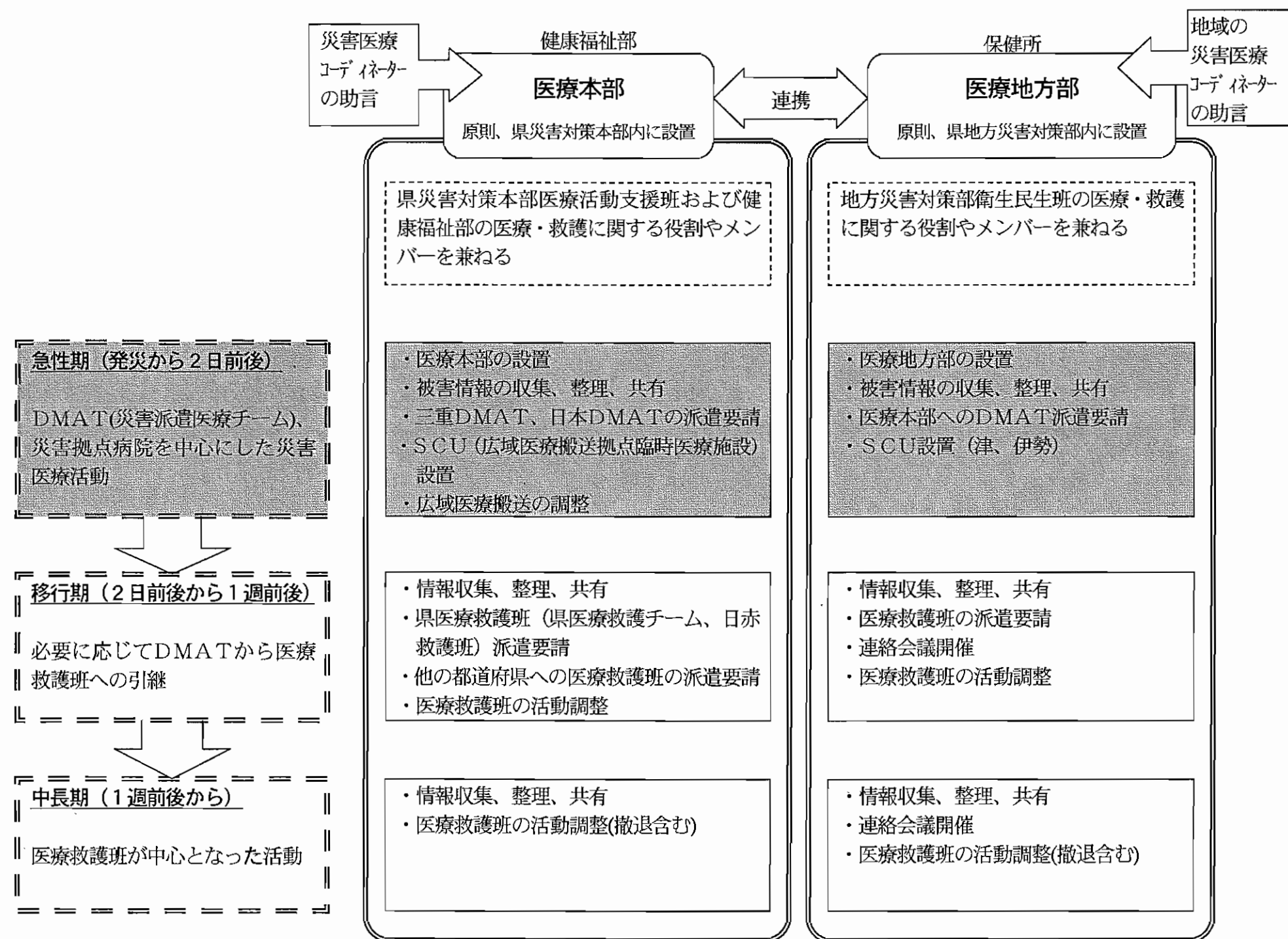
三重県災害医療対応マニュアル（第2版）概要

目的：自然災害や事故災害の発生時に、三重県健康福祉部および保健所が、関係機関と連携して実施する災害時の医療救護活動に関する基本的事項を定め、迅速かつ適切な連携と対応を図る。

見直しのポイント

- (1) 急性期だけでなく、移行期、中長期の対応をマニュアル化
- (2) 三重県医療救護チームの編成をマニュアル化
- (3) 他の都道府県に対する医療支援の手順をマニュアル化
- (4) 災害医療コーディネーターの役割を明確化

三重県内で発生した災害への対応



他の都道府県で発生した災害への対応

